

松江キャンパスクラブ・サークル等学生団体活動のコロナ対策ガイドライン

学生生活委員会

○活動時期について

新型コロナウイルス感染症に対する、島根県、島根県立大学全体の方針が変更となった場合や、市内の感染状況が悪化した場合は、許可を取り消す場合もある。

○活動申請するにあたっての手順

- ・【学生】代表者は、「活動申請書」を教務学生課へ提出すること。

学外で活動を行なう際は、別途「学外活動申請書」を教務学生課へ提出すること。

- ・【大学】「活動申請書」「学外活動申請書」の内容を学生生活委員会で審議する。

審議後、教務学生課より活動可否を代表者へ連絡する。

※「活動申請書」「学外活動申請書」を提出していない団体は、感染予防の観点から活動をしないこと。(個人練習も含む)

○活動の範囲について

- ・学外者を招じての交流会・練習試合や、学外での活動・対外試合等については、大学の方針や、島根県知事・島根県から発出されるお願い・メッセージを遵守すること。
- ・学外者を招じての交流会や練習試合等を行う際は、「活動申請書」に内容を記載し、学外者の名簿及び連絡先を事前に教務学生課へ提出すること。
- ・学外で活動をする際は、当該施設での感染防止策や、移動手段等を「学外活動申請書」に明記し、学生生活委員会の許可を得てから活動を行なうこと。学外での対外試合等に参加する場合も、「学外活動申請書」、「参加者名簿」を提出し、事前に許可を得ること。

○活動中・活動前後の留意事項について

- ・活動前後に十分な健康観察を行なうこと。
- ・体調不良の場合は活動に参加しないこと。
- ・ソーシャル・ディスタンス及びマスク着用(熱中症にならないよう注意)を心掛けること。
- ・4密(密集、密接、密閉の「3密」+大きな声「飛沫が多く飛ぶ大きな声の会話」)を回避して活動すること。
- ・手指だけでなく、使用器具・部室等もこまめに消毒すること
- ・活動中は30分に1回は換気を行なうこと(体育館は常時換気)
- ・更衣室の利用時も人数制限を行なうこと
- ・学外活動の際は活動ごとに、参加者リストを事務局に提出すること。
- ・活動内容に飲食を含むものに関しては黙食に限り制限は行わない。会話をしている際は必ずマスクを着用すること。ただし、いわゆるコンパ等についてはしないこと。

○その他

- ・公認学生団体に所属していない任意団体についても、大学の構成員であるので、上記に準ずること。